

初診・再診・時間外受診における選定療養費についてQ & A

当院は地域医療支援病院として、国の推進する地域医療連携および医療機能の分化に努めております。受診される際は、かかりつけ医にて発行された紹介状をお持ち頂くようお願い申し上げます。

紹介状をお持ちにならず当院を初診受診される場合については**初診選定療養費として7,700円(税込)**を保険外で実費徴収します。

また、『当院から他の医療機関への紹介状を申し出たにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合』には**受診の都度、再診選定療養費として3,300円(税込)**を保険外で実費徴収します。

更に**休日や時間外の初診患者においては、休日・時間外選定療養費として、7,700円(税込)**を保険外で実費徴収いたしますので、ご了承ください。

Q なぜ選定療養費を徴収するのですか？

A

令和4年度より国の方針で200床以上の地域医療支援病院には選定療養費の徴収が義務付けられました。当院は200床以上の地域医療支援病院のため、各種選定療養費を徴収しております。

Q 初診選定療養費を支払う対象患者はどのような人ですか？

A

他の医療機関からの紹介状がなく、初診で受診された患者さんにお支払いいただきます。また令和8年8月より、当院を継続受診していても、継続している受診科から、他診療科への紹介手続きがなく他の診療科を受診した場合も初診選定療養費をいただきます。尚、当院の診療医師が他科受診を必要で無いと判断した場合は、他の診療科への紹介をいたしませんのでご承知おきください。

Q 初診とはこういったものを指しますか？

A

「初診」とは次のいずれかの場合をいいます。

- 1, 当院を初めて受診される場合
- 2, 当院の受診歴があるが、治療が終了した後6か月以上経過後に再び受診した場合（担当医の指示による、当院での定期的なフォロー受診は除く）

Q 選定療養費の対象外となる場合がありますか？

徴収対象外となるのは以下の場合です

- A**
- 1, 他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた患者
(助産院や接骨院の紹介状は選定療養費は徴収します)
 - 2, 正常妊娠での受診の患者
 - 3, 医師の指示によりフォロー受診されている(次回予約が入っている)患者
 - 4, 当院の医師が必要と判断し、院内の他科を受診される患者
 - 5, 救急車で来院等、緊急性があると判断された場合
 - 6, 生活保護法による医療扶助対象の場合
 - 7, 特定疾患または障害など各種公費負担医療制度受給対象の場合

Q 休日や時間外の受診時でも選定療養費はかかりますか？

A 初診の患者さんについては対象外の項目に該当がなければ、時間外選定療養費として7,700円を保険外で徴収いたします。

Q 再診時の選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A 当院受診中の主治医から、他の医療機関への紹介状を渡したにも関わらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合、受診の都度お支払いいただきます。
但し、選定療養費の徴収対象外と同じ要件に該当する場合はお支払いいたしません。

Q 他の医療機関への紹介状を渡されたら今後受診できませんか？

A いいえ。今後の健康管理等を地域の医療機関に依頼する趣旨ですので、今後当院を受診できないことはありません。普段は地域の医療機関を受診いただき、症状が悪化した場合や検査が必要と地域のかかりつけ医が判断された場合は、かかりつけ医からの紹介状を持参して、ご来院ください。

Q 選定療養費は保険適用ですか？

A 選定療養費は保険外となりますので、全額自費でのお支払いになります。乳幼児・子ども・高校生医療。ひとり親医療についても選定療養費が保険外ですので、費用負担が発生いたします。